

中小企業等による感染症対策助成事業 新たなメニューを開始します！

東京都及び東京都中小企業振興公社は、各業界団体の感染症防止ガイドライン等に沿った取組等への助成事業について、会員に飲食店を含む中小企業団体等の消耗品購入を助成する新たなメニューを開始しますので、お知らせします

募集概要（変更後）

（１）事業内容

〔共通条件〕

- 助成対象者：都内中小企業者（会社及び個人事業主）、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、中小企業団体等
- 助成内容：ガイドライン等に基づく感染予防対策に必要な費用

メニュー ※ ¹	既存		新規
	(A) 単独申請 【対象】備品購入、内装・設備工事	(B) グループ申請 【対象】消耗品の 共同購入	(C) 団体申請※ ² 【対象】指定する物品の 共同購入
利用条件	個別の中小企業者等による単体申請	3事業者以上の中小企業者等による共同申請	<u>会員に飲食店を含む 中小企業団体等による申請</u>
対象経費	備品購入費 (例)サーモカメラの購入等 (注)1点あたり購入単価10万円(税抜)以上 内装・設備工事費 (例)換気設備やパーティションの設置工事等	消耗品の共同購入費 (例)アクリル板、消毒液、 CO2濃度測定器の購入等 (注)1点あたり購入単価 10万円(税抜)未満	<u>指定する物品の共同購入費</u> (注)アクリル板、消毒液、 CO2濃度測定器の購入のみ (注)1点あたり購入単価 10万円(税抜)未満
助成限度額	50万円(申請下限額10万円) ・内装・設備工事を含む場合は100万円 ・換気設備の設置を含む場合は200万円 ※上記の助成限度額は、1店舗(事業所)ごとに適用されます。	30万円	<u>飲食店1店舗あたり 10万円</u>
助成率	2/3以内		<u>4/5以内</u>

※¹ 1事業者につき最大で、各メニュー1回ずつ助成が受けられます(申請内容の重複は不可)。

※² 法人格を有する団体による申請です。

(2) 申請受付期間 (A) (B) 令和3年1月 4日(月)～令和3年4月30日(金)
(C) 令和3年3月22日(月)～令和3年4月30日(金)

(3) 助成対象期間 (A) (B) 令和3年1月 4日(月)～令和3年6月30日(水)
(C) 令和3年3月22日(月)～令和3年6月30日(水)

(4) 申請方法 (C)の詳細は令和3年3月22日に開設予定の中小企業振興公社ホームページ「中小企業等による感染症対策助成事業」の募集要項をご覧ください。

- ①東京都中小企業振興公社HPから募集要項・申請書をダウンロード
- ②申請書及び添付書類を簡易書留等の方法により事務局宛に送付

<お問い合わせ窓口> 中小企業等による感染症対策助成事業事務局

電話 03-4477-2886 ※(C)コースに関するお問い合わせは
令和3年3月22日(月)より開始